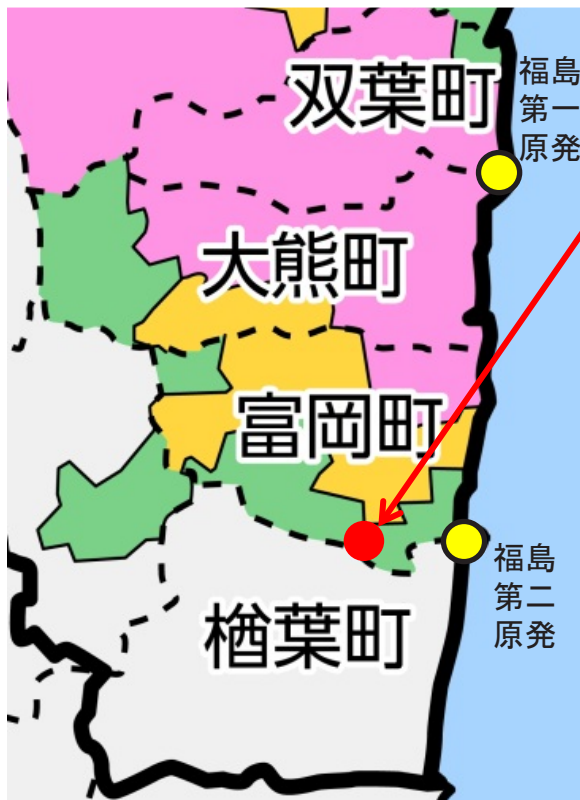


**廃棄物等**

双葉郡8町村、更には福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。



フクシマエコテッククリーンセンター ※富岡町に位置（搬入路は楢葉町）

## 【施設概要】

- ・処分場面積：約9.4ha      ・埋立容量：約96万m<sup>3</sup>（埋立可能容量：約65万m<sup>3</sup>）

## 埋立処分計画(案)

## ○ 埋立対象物

- ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万m<sup>3</sup>>
- ・対策地域内廃棄物等 <約44.5万m<sup>3</sup>>
- ・福島県内の指定廃棄物 <約18.2万m<sup>3</sup>>

## ○ 事業期間

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| ・双葉郡8町村の生活ごみ      | 約10年間   |
| ・対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物 | 約6年間を目途 |

## ○ 埋立処分・モニタリング等

- ・放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制等、放射性物質が漏出しないよう多重の安全対策を実施。
- ・遮水工、浸出水処理施設等の定期点検や、空間線量率、地下水等の放射能濃度のモニタリングを実施。

## ○ 環境省の責任と管理体制

- ・特措法に基づき、環境省が事業主体となり、処分場を国有化した上で、責任を持って埋立処分を実施。
- ・環境省は現地事務所を新設し、現場責任者を常駐させ、適切な埋立処分や施設の管理を確保。